

令和 9 年度 税 制 改 正 要 望 事 項 (新 設 ・ 拡 充 ・ 延 長)

(総務省自治行政局公務員部福利課)

項 目 名	次期医療保険制度改革に伴う税制上の所要の措置		
税 目	所得税、法人税、相続税、贈与税、登録免許税、消費税、たばこ税、印紙税、国税徴収法、租税条約等実施特例法、国外送金等調書法		
要 望 の 内 容	社会保障審議会等において検討を行い、その検討結果を踏まえて税制上の 所要の措置を講じる。		
新 設 ・ 拡 充 又 は 延 長 を 必 要 と す る 理 由	(1) 政策目的 年齢にかかわらず能力に応じて皆が支え合う全世代対応型社会保障の更なる 推進に向けて、「経済財政運営と改革の基本方針 2026」(令和 8 年 7 月 21 日閣 議決定)、「健康保険法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議」(令和 8 年 4 月 24 日衆議院厚生労働委員会)等を踏まえ、所要の措置を講ずる。 地方公務員共済制度においても、全世代対応型社会保障の更なる推進に向け て、地方公務員等の生活の保障又は安定を図ることを目的とする。 (2) 施策の必要性 社会保障審議会等における検討結果を踏まえて税制上の所要の措置を講じる ことで、地方公務員等の生活の保障又は安定を図る必要がある。		

今回の要望（租税特別措置）に関連する事項	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	【総務省政策評価基本計画（令和5年総務省訓令第16号）】 第6章 第2節 2 事後評価の対象 イ 地方行財政 1 分権型社会にふさわしい地方行政体制整備等
		政策の達成目標	持続可能な社会保障制度を構築することにより、地方公務員等の生活の保障又は安定を図る。
		租税特別措置の適用又は延長期間	—
		同上の期間中の達成目標	—
		政策目標の達成状況	—
	有効性	要望の措置の適用見込み	—
		要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	社会保障審議会等における検討結果を踏まえて税制上の所要の措置を講じることにより、持続可能な社会保障制度を構築することが可能となる。
	相当性	当該要望項目以外の税制上の措置	地方税についても同様の要望を行っている。
		予算上の措置等の要求内容及び金額	—
		—	
		要望の措置の妥当性	社会保障審議会等における検討結果を踏まえて税制上の所要の措置を講じることにより、持続可能な社会保障制度を構築することが可能となり、地方公務員等の生活の保障又は安定を図る。

これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項	租税特別措置の適用実績	—
	租特透明化法に基づく適用実態調査結果	—
	租税特別措置の適用による効果（手段としての有効性）	—
	前回要望時の達成目標	—
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—
これまでの要望経緯		—